平成２６年（家）第９０号
香川県高松市番町４丁目１番10号
申立人　香川県知事　浜田　恵造
本籍香川県丸亀市綾歌町岡田下114番地１、最後の所在満州国牡丹江省丹江市清福街14番地の16
今次戦争による生死不明者　矢野カズミ
大正５年１月18日生
届出期間満了日　平成26年10月31日
高松家庭裁判所

平成２６年（家）第９１号
香川県高松市番町４丁目１番10号
申立人　香川県知事　浜田　恵造
本籍香川県丸亀市綾歌町岡田下114番地１、最後の所在満州国牡丹江省丹江市清福街14番地の16
今次戦争による生死不明者　矢野美代子
昭和19年１月24日生
届出期間満了日　平成26年10月31日
高松家庭裁判所

失踪宣告

平成２５年（家）第２７０４号
本籍兵庫県姫路市夢前町寺78番地、最後の住所兵庫県飾磨郡夢前町寺78番地
不在者　嵯峨山しづゑ
大正５年10月１日生
平成26年９月３日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２６年（家）第４４号
本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布1257番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　岩井　コイ
明治34年７月15日生
平成26年９月３日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所裁判所書記官

平成２５年（家）第４１７号
本籍沖縄県中頭郡北谷町字浜川223番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　島袋　正雄
昭和４年９月11日生
平成26年８月29日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第２２９号
本籍静岡県伊豆の国市韮之上67番地、住所東京都中野区江古田２－１－９東海ハイム201
申立人（失踪者）　鈴木さよ子
昭和23年６月12日生
平成26年９月２日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１８１５号
本籍静岡県田方郡天城湯ケ島町大平柿木63番地、住所東京都荒川区町屋１―30―２　町屋荘
申立人（失踪者）　濱田　重男
昭和28年４月22日生
平成26年９月４日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号
岐阜市北一色10丁目13番８号
申立人　藤沢塗装店こと　藤澤　正勝
申立人代理人弁護士　溝口　博司
権利を争う旨の申述の終期　平成26年９月５日
平成26年９月８日　安城簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　56611
金額　630,000円
支払期日　平成26年５月31日
支払地　愛知県知立市
支払場所　碧海信用金庫知立支店
振出日　平成26年１月31日
振出地　白地
振出人　近藤工業株式会社　代表取締役　近藤　純子
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第４号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成26年９月５日
平成26年９月８日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　628番
地目　原野
地積　988㎡
登記の目的　１番賃借権転貸
受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和46年２月12日第323号
権利者その他の事項
原因　昭和46年２月１日転貸
借賃　３・３㎡１年60円
支払期　毎年10月20日
存続期間　昭和46年２月１日より昭和64年６月29日まで
特約　転貸ができる
転借権者　千葉県船橋市高根台町三丁目２番地２、高根台団地229棟105号
２分の１　畠山　義弘
⑵所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　629番
地目　原野
地積　910㎡
登記の目的、受付年月日・受付番号及び権利者その他の事項は、いずれも⑴と同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３４号
岩手県奥州市水沢区字内匠田30番地
債務者　株式会社北日本せいふん
代表者代表取締役　高橋　信晃
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小笠原基也
４　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午後２時
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３４６号
愛知県小牧市外堀１丁目233番地
債務者　ＥＲＡ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表者代表取締役　大野　普一
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　典行
４　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２４号
名古屋市緑区大高町字上塩田66番地の１
債務者　御浜工業株式会社
代表者代表取締役　出丸　隆俊
１　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　真司
４　破産債権の届出期間　平成26年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５２号
北海道稚内市末広４丁目３番１号
債務者　有限会社新谷商店
代表者代表取締役　新谷　雅美
１　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　万字　達
４　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後３時
旭川地方裁判所民事部